藤里町長　　様

誓　約　書

私は、藤里町移住定住支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨を理解した上で、下記の事項を誓約します。この誓約が虚偽であったこと、又はこの誓約に反したことにより不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

□　補助金交付後は以下の号に該当する場合は交付された補助金の全部または一部を返還します。

（１）虚偽その他不正な手段により補助金を受けたとき。

（２）家財道具等処分支援事業に該当する者が、補助金を受けた日から起算して３年以内に補助対象住宅から転居したとき。

（３）引っ越し支援事業又は普通自動車免許取得等支援事業に該当する者が、補助金を受けた日から起算して３年以内に町外に転出したとき。

（４）住宅新築・空き家改修事業に該当する者が、補助金を受けた日から起算して５年以内に当該住宅を譲渡し、交換し、又は貸付したとき及び当該住宅に居住しなくなったとき。又は、当該住宅において公序良俗に反した営業等、反社会組織の拠点、宗教施設としての運営等を行ったとき。

（５）藤里町移住定住支援事業補助金交付要綱又はこの要綱に基づく町長の指示に違反したとき。

（６）補助対象事業が完了できないとき。

□　世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいません。

□　私が賃貸又は購入する空き家の所有者は、私と３親等以内ではありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

住　所

氏　名